

# 専門委員会の業務を定める規定

## 栃木県ソフトテニス連盟

第1条 この規定は、栃木県ソフトテニス連盟（以下「県連盟」という）規約第5条の目的を達成するため、附則2の専門委員会の内容を定める。

第2条 専門委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	1名
副委員長	1名
委員	若干名

第3条 専門委員は、次の職務を掌る。

1. 委員長は、委員会の会務を掌理し、委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は職務を代理する。
3. 委員は、所属する業務に携わる。

第4条 各委員会の業務は、別表のとおりとする。

第5条 専門委員の任期は、県連盟規約第15条の定めによる。

第6条 この規定の改廃は、理事会で審議決定する。

### 附 則

1. この規定は、平成13年4月1日から、改定施行する。

## 専 門 委 員 会 の 業 務

### 企 画 委 員 会

1. 関東、東日本、全国大会及び県大会の計画に関する事
2. 上記大会の運営企画及び広告募集に関する事
3. 県大会の年間事業計画の作成に関する事
4. ジュニアクラブの育成指導及び大会の計画運営に関する事

### 総 務 委 員 会

1. 收受文書及び発送文書の整理、発送に関する事
2. 上部団体への報告に関する事
3. 総会議案書、諸会議資料の作成と会議記録の整理に関する事
4. 予算、決算に関する事
5. 補助金（日連、県体協、朝日新聞、下野新聞）の申請に関する事
6. クラブ登録、会員登録に関する事
7. 技術等級及び審判員の申請・更新に関する事
8. 他の委員会に属しない事項

### 競 技 委 員 会

1. 県大会の実施要項及び運営に関する事
  - (1) コート借用申請と利用指導課との打ち合わせ
  - (2) 番組編成
  - (3) 雨天の処置
2. 競技役員当番クラブの割当てに関する事
3. 調整会議資料の提出と調整会議への出席に関する事
4. ランキング（案）の作成に関する事
5. 中央大会への参加申込と選手委嘱と派遣に関する事
6. 全国スポレク祭、健康福祉祭の選考と派遣に関する事
7. 高齢者クラブの指導助言と育成に関する事

### 強 化 委 員 会

1. 年間選手強化計画の作成に関する事
2. 国体選手の推薦と状況調査に関する事
3. 強化練習に関する事
  - (1) 実施計画書の提出（1ヶ月前）
  - (2) 実施報告書の提出（1ヶ月以内）
4. 指導者の資質の向上と研修会の実施に関する事

## 審判委員会

1. 競技規則に関すること
2. 技術等級、審判員の認定と申請、更新に関すること
3. 審判員の派遣に関すること
  - (1) 県民スポーツ、レクフェスティバル（県体協、県民スポーツ課）
  - (2) その他の大会
4. 審判講習会の開催に関すること
5. その他審判に関すること

## 広報委員会

1. 新聞報道等に関すること
  - 下野新聞 FAX 028-625-4565
  - 読売新聞 FAX 028-638-8300
  - 朝日新聞 FAX 028-622-1852
2. 大会記録の日本連盟への送付
3. その他の広報活動

## 記念誌委員会

1. 栃木県ソフトテニス史の編纂に関すること
2. 栃木県ソフトテニス史の資料依頼と収集に関すること
3. その他ソフトテニス史に関すること